



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月29日金曜日 第715号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則……………（人事課）… 313
- 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則……………（業務衛生課）… 314

告 示

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正……………（人事課）… 316
- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正……………（ 〃 ）… 316
- 落札者等の告示……………（地域スポーツ課）… 317
- 指定区域の指定……………（循環型社会推進課）… 317
- 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施……………（自然保護課）… 317
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 319
- 地籍調査事業計画の公表……………（農政課）… 320
- 肥料登録有効期間の更新……………（農産園芸課）… 320
- 洪水予報を行う河川の指定……………（河川課）… 321
- 洪水浸水想定区域の指定（155件）……………（ 〃 ）… 321
- 港湾施設の概要……………（港湾海岸課）… 337
- 指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地の変更……………（建築住宅課）… 337
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更……………（ 〃 ）… 338
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 338
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 338
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 338
- 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し……………（ 〃 ）… 339
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 339
- 土地改良区の定款変更の認可（4件）……………（ 〃 ）… 339
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 339
- 介護員養成研修事業者の指定……………（中予地方局地域福祉課）… 340

公 告

- 狩猟免許試験の施行……………（自然保護課）… 340

人事委員会規則

- 愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 341

公安委員会規則

- 愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則……………（警察本部生活環境課）… 343

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第31号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 企画振興部政策企画局官民共創推進課 えひめ観光物産プラザ 省略 </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> えひめ観光物産プラザ 省略 </div>

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

○愛媛県規則第32号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試 験 項 目	検体 の量	単 位	使用料金 額	検査分類	試 験 項 目	検体 の量	単 位	使用料金 額
1～14 省略					1～14 省略				
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア～エ 省略				15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア～エ 省略			
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分離 培養（液体培 地法）		同	2,520円		オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分離 培養（液体培 地法）	同	2,400円	
	b 抗酸菌分離 培養（それ以 外のもの）		同	1,790円		b 抗酸菌分離 培養（それ以 外のもの）	同	1,670円	
	(イ) 抗酸菌同定		同	3,000円		(イ) 抗酸菌同定	同	2,880円	
	カ 薬剤感受性検査 (ア) 抗酸菌 (イ) 省略		同	3,320円		カ 薬剤感受性検査 (ア) 抗酸菌 (イ) 省略	同	3,200円	
キ・ク 省略				キ・ク 省略					
16 省略				16 省略					
17 臨 血液 床 血液 理	省略				17 臨 血液 床 血液 理	省略			
	血液型 （A B O 式、 <u>R h</u> 式）		1 検体 1 項目	310円		血液型 （A B O 式、 <u>R H</u> 式）		1 検体 1 項目	190円
	省略					省略			
	総ビリルビン、アル ブミン（ <u>BCP改良</u> 法）、総 たん 蛋白、尿素窒素、ク レアチニン、アルカ		省略			総ビリルビン、アル ブミン（ <u>BCP改良</u> 法・ <u>BCG法</u> ）、総 たん 蛋白、尿素窒素、ク レアチニン、アルカ		省略	

	リホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、 γ -GT、中性脂肪、無機成分等			
	省略			
省略				
18~20	省略			
21 病理学的検査	省略			
	同(分染法)	同		22,900円
	省略			
22~26	省略			

別記

第1号様式の1(第1条関係) 省略

第1号様式の2(第1条関係) 水道水水質試験委託書
(表)

省略

省略	
試験を必要とする項目(該当するものに○印を付けること。)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキササン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、PFOS及びPFOA、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガ及びその化合物、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
省略	

備考 省略

(裏) 省略

第2号様式(第1条関係) 省略

	リホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、 γ -GT、中性脂肪、無機成分等			
	省略			
省略				
18~20	省略			
21 病理学的検査	省略			
	同(分染法)	同		22,990円
	省略			
22~26	省略			

別記

第1号様式の1(第1条関係) 省略

第1号様式の2(第1条関係) 水道水水質試験委託書
(表)

省略

省略	
試験を必要とする項目(該当するものに○印を付けること。)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキササン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン_____、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガ及びその化合物、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
省略	

備考 省略

(裏) 省略

第2号様式(第1条関係) 省略

附 則

- この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の検査の依頼に係る使用料について適用し、同日前の検査の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第480号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円	20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円	20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円	25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円	30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円	35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円	40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円	45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円	50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円	55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円	60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円	65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,400円	14,597円	70歳以上	4,200円	13,975円

○愛媛県告示第481号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 省略	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。）。	月 額 90,790 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 省略	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。）。	月 額 45,400 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 省略	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）。	月 額 85,490 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 省略	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）。	月 額 42,700 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

○愛媛県告示第482号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県障がい者スポーツ推進事業	愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局 地域スポーツ課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年4月1日	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 愛媛県松山市道後町二丁目12番11号	40,699,000円	本委託事業の実施においては愛媛県障がい者スポーツ協会の構成団体や関係機関との連携が不可欠であり、同協会を運営する社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団以外の委託では事業実施が困難であるため。

○愛媛県告示第483号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 区域
鬼北町大字清水1319番地
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第484号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 対象者
法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和8年9月14日に満了する者
- 2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	令和8年7月6日(月)午後1時30分	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷3丁目5番35号
同 上	東予第2会場	令和8年7月15日(水)午後1時	今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1
同 上	東予第3会場	令和8年7月16日(木)午前10時	同 上	同 上
同 上	東予第4会場	令和8年7月21日(火)午後1時30分	四国中央市福祉会館(4階多目的ホール)	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第5会場	令和8年7月22日(水)午後1時30分	同 上	同 上
同 上	東予第6会場	令和8年8月18日(火)午後1時	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館(グリーンピア玉川)(大ホール)	今治市玉川町摺木甲108番地
同 上	東予第7会場	令和8年8月22日(土)午後1時30分	西条市中央公民館(多目的ホール)	西条市周布401番地1
中予地方局	中予第1会場	令和8年7月9日(木)午前9時	久万町民館(2階ホール)	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同 上	中予第2会場	令和8年7月10日(金)午後1時	中島総合文化センター(大会議室)	松山市中島大浦2962番地
同 上	中予第3会場	令和8年7月15日(水)午前10時	東温市川内公民館(第一会議室)	東温市南方264番地
同 上	中予第4会場	令和8年7月24日(金)午前10時	砥部町中央公民館	伊予郡砥部町宮内1369番地
同 上	中予第5会場	令和8年7月29日(水)午前10時	松山市北条コミュニティセンター(ふれあいホール)	松山市北条辻6番地
同 上	中予第6会場	令和8年8月18日(火)午後1時	中山地区公民館(第1会議室)	伊予市中山町出淵2番耕地138番地1
同 上	中予第7会場	令和8年8月24日(月)午前10時	松前総合文化センター(ふるさと学習室)	伊予郡松前町大字筒井633番地
同 上	中予第8会場	令和8年8月30日(日)午前9時	中予地方局(7階大会議室)	松山市北持田町132番地
南予地方局	南予第1会場	令和8年7月13日(月)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同 上	南予第2会場	令和8年7月15日(水)午後1時	平コミュニティセンター(大ホール)	大洲市徳森2280番地2
同 上	南予第3会場	令和8年7月26日(日)午前9時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号
同 上	南予第4会場	令和8年7月29日(水)午後1時	内子自治センター	喜多郡内子町内子3427番地
同 上	南予第5会場	令和8年8月7日(金)午後1時30分	南予地方局愛南庁舎(会議室)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
同 上	南予第6会場	令和8年8月21日(金)午後1時	愛媛県歴史文化博物館(2階第1・第2研修室)	西予市宇和町卯之町4丁目11番地2
同 上	南予第7会場	令和8年8月21日(金)午後1時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号
同 上	南予第8会場	令和8年8月31日(月)午前9時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもの)

ので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課大洲駐在（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験等の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス今治延喜店

今治市延喜甲205番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年2月25日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,526平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

56台

イ 駐輪場の収容台数

39台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

10.98立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和8年5月15日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第486号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス三津浜店
松山市須賀町6番2
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇
(4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年1月28日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,475平方メートル
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
72台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
101平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
11.59立方メートル
(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和8年5月15日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第487号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和8年度の事業計画を、令和8年4月7日次のとおり定めた。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 調査を行う者の名称, 調査地域, 調査期間, 摘要. Rows include 松山市, 今治市, 新居浜市, 西条市, 大洲市, 四国中央市, 松前町.

○愛媛県告示第488号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	令和14年7月1日	愛媛県第1296号	副産石灰肥料	鉄入り副産石灰肥料	アルカリ分38.0 く溶性土3.0	含有される有害成分の最大量及びその制限事項は、規格のとおり	株式会社研農高知県高知市百石町二丁目25番20号
令和14年7月19日	愛媛県第1217号	炭酸カルシウム肥料	スーパーMG	アルカリ分53.0 可溶性土14.5 内く溶性土10.0	その他の制限事項は、規格のとおり	株式会社研農高知県高知市百石町二丁目25番20号							

○愛媛県告示第489号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、知事が洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

水系名	河 川 名	区 間	基準地点
重 信 川	石 手 川	左岸 松山市高野町（市之井手橋）から 松山市朝生田町四丁目995番2地先まで 右岸 松山市溝辺町（市之井手橋）から 松山市和泉北一丁目1096番地先まで	湯 渡
肱 川	肱 川	左岸 大洲市肱川町宇和川760番4地先（鹿野川大橋上流60メートル）から 大洲市柚木字尾阪358番1地先（富士橋下流30メートル）まで 右岸 大洲市肱川町山島坂282番1地先（鹿野川大橋上流60メートル）から 大洲市柚木字富士897番1地先（富士橋下流80メートル）まで	大 川

○愛媛県告示第490号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、樋之尾谷川水系樋之尾谷川、堀子川、長谷川、喜蔵川、重石川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第491号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、面白川水系面白川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第492号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、豊岡川水系豊岡川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に

備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第493号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、鎌谷川水系鎌谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第494号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大地川水系大地川、小川原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第495号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、千々ノ木川水系千々ノ木川、大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続

時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第496号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、西谷川水系西谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第497号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、隅田川水系隅田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第498号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大谷川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第499号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、関川水系宮ノ谷川、添谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第500号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、関

川水系浦山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第501号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、関川水系竹谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第502号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、関川水系地藏谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第503号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、関川水系関川（水位周知区間の上流区間）、大段川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第504号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系天日川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第505号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系馬立川、大谷川、新瀬川、和田小屋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第506号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系中の川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第507号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系上小川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第508号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系杉成川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第509号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系猿田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第510号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、吉野川水系銅山川（富郷ダム上流）、宇野谷川、肉淵谷川、中藪谷川、保土野谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第511号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、国領川水系足谷川、市場川、真谷川、客谷川、種子川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第512号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、加茂川水系加茂川（水位周知区間の上流区間）（黒瀬ダム下流）、市之川、谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第513号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、加茂川水系加茂川（水位周知区間の上流区間）（黒瀬ダム上流）、名古瀬谷川、御燈谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第514号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、前神寺谷川水系前神寺谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区

域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第515号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系猪狩川、払川、向猪狩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第516号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系小松川、東谷川、西谷川、大日川、大谷川、都谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第517号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系妙谷川、深谷川、安井谷川、東谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第518号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系関屋川、ウルメ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第519号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系志河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系中山川（水位周知区間の上流区間）、大谷川、鞍瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第521号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、品部川水系品部川、宅間川、野間川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第522号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、一心川水系一心川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第523号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、天満川水系天満川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第524号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、ナラズ川水系ナラズ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第525号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、佐方川水系佐方川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第526号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、菊間川水系菊間川、長坂川、高田川、霧合川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第527号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、蒼社川水系谷山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第528号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、蒼社川水系蒼社川（水位周知区間の上流区間）（玉川ダム下流）、大野川、与和木川、西川、元切川、鍋地川、寺川、御後川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第529号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、蒼社川水系蒼社川（水位周知区間の上流区間）（玉川ダム上流）、木地川、玉川、奈良ノ木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第530号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、舩大川水系舩大川、新川、才崎川、三反地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第531号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁江川水系仁江川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第532号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、北谷川水系北谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第533号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、泊北谷川水系泊北谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及

び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第534号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大川水系大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第535号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中川水系中川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第536号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、口総大川水系口総大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第537号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、野々江大川水系野々江大川、伊倉川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第538号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、台本川水系台本川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第539号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、宮浦本川水系宮浦本川、明治川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第540号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、明日本川水系明日本川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第541号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、高知川水系高知川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第542号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、竹下川水系竹下川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第543号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、井口本川水系井口本川、風呂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第544号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、古戸川水系古戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第545号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、戸板川水系戸板川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第546号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、小漕川水系小漕川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第547号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、長江川水系長江川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え

置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第548号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、船越川水系船越川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第549号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、引野川水系引野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第550号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、沢津川水系沢津川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第551号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系石手川（水位周知区間の上流区間）、九川川、柳谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第552号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系小野川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）

第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第553号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系久谷川、窪野裏川、窪野前川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第554号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系一ヶ谷川、西の谷川、山之神谷川、丁字ヶ谷川、障子ヶ谷川、成谷川、高智川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第555号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系仏生川、添谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第556号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系板屋ノ子川、興四郎屋敷川、久米両川、惣田谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第557号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重

信川水系黒滝谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第558号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、立岩川水系立岩川（水位周知区間の上流区間）、儀式川、庄府川、明神谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第559号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、立岩川水系院内川、萩原川、滝本川、小山田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第560号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、谷川水系谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第561号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、石風呂川水系石風呂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第562号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、小久保川水系小久保川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第563号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仙波川水系仙波川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第564号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、山本川水系山本川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第565号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中村川水系中村川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第566号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、山狩川水系山狩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第567号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、天神川水系天神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第568号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、流内川水系流内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第569号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、千歳川水系千歳川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第570号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、皇ノ川水系皇ノ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第571号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大川水系大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲

覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第572号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中山川水系滑川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第573号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系矢取川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第574号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系金比羅谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第575号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系後谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第576号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系幸田川、角谷川、和田川、谷川、丸田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44

号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第577号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系松ノ下川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第578号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系ガンドノ窪川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第579号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系万年川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第580号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、畑川水系畑川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第581号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、出川水系出口川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸

水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第582号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、上灘川水系上灘川、大谷川、西谷川、大江川、三島川、日尾野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第583号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、引地川水系引地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第584号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、長藪川水系長藪川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第585号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、本谷川水系本谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第586号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、石の久保川水系石の久保川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第587号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、潤住川水系潤住川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第588号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、富岡川水系富岡川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第589号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、日喰水系日喰川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第590号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、豊田川水系豊田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第591号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、池之窪川水系池之窪川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第592号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、本村川水系本村川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第593号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、横松郷川水系横松郷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第594号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系黒川、高野川、茗荷谷川、高野本川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第595号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系仁淀川1、大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に

備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第596号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系仁淀川2、前川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第597号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系仁淀川3、東川、菟川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第598号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系仁淀川5に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第599号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系仁淀川4、割石川、坂瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第600号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系大川、有枝川、二名川、西之川、父野川、栄谷川、由良野川、唐子川、皿木川、広蔵谷川、美野須川、久万川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水

した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第601号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、仁淀川水系直瀬川、永氏川、黒妙川、東谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第602号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系西和田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第603号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、千丈川水系千丈川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第604号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、磯崎里川水系磯崎里川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第605号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、河原川水系河原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第606号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、丸田川水系丸田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第607号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中之谷川水系中之谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第608号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、峯川水系峯川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第609号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、川上大川水系川上大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第610号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、蟻王川水系蟻王川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第611号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、三崎大川水系三崎大川、鳥越川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第612号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大谷川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第613号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、高茂川水系高茂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第614号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、九町新川水系九町新川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備

え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第615号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、伊方新川水系伊方新川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第616号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、伊方大川水系伊方大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第617号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系岩松川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第618号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系芳原川、於泥川、保場川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第619号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系遠近川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条

第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第620号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系増徳川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第621号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系野井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第622号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系本覚川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第623号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岩松川水系御代の川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第624号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、本谷川水系本谷川、行谷川、左近谷川に係る洪水浸水想定区域を指定

し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第625号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、松田川水系横川、元越川、御内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第626号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、神田川水系神田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第627号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、須賀川水系須賀川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第628号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系広見川（水位周知区間の上流区間1）、下大野川、安森川、春木川、シユウリ川、川奥川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第629号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系広見川（水位周知区間の上流区間2）、犬飼川、藤川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第630号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系日向谷川、鍵山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第631号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系前田川、堀切川、鱒川、立石川、井の谷川、ヒジリ川、奴田川、石内川、宮川、ジョフイ川、古井谷川、音無川、大藤川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第632号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系目黒川、野々下川、国木川、馬船川、西の川、家地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第633号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系広見川（水位周知区間の下流区間）、葛川、巻谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第634号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系奥の川、大内の又川、宮の川、奥内川、杖峠川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第635号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系延行川、百合谷川、殿の奥川、道喰川、高畑川、宮田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第636号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中実川水系中実川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第637号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、柏川水系柏川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第638号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、菊川水系菊川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第639号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、神田川水系神田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第640号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、長洲川水系長洲川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第641号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大駄川水系大駄川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第642号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、岡山川水系岡山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

○愛媛県告示第646号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成24年4月愛媛県告示第474号）の一部を次のように改正し、令和8年6月1日から施行する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第643号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、松田川水系篠川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第644号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、松田川水系増田川、小山川、広見川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第645号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

松山港

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
岸 壁	松山市大可賀3丁目地先	延長 310.0メートル 水深 -13.0メートル
岸 壁	同 上	延長 190.0メートル 水深 -10.0メートル
護 岸	同 上	延長 217.0メートル
泊 地	同 上	面積 17,700平方メートル 水深 -13.0メートル
泊 地	同 上	面積 5,100平方メートル 水深 -10.0メートル
航路・泊地	同 上	面積 173,100平方メートル 水深 -13.0メートル

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地		4 確認検査の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
東 予 支 店	<u>愛媛県西条市大町704番地 1</u>	東 予 支 店	<u>愛媛県西条市大町1412番地 2</u>

○愛媛県告示第647号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第3項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社愛媛建築住宅センター
愛媛県松山市三番町四丁目4番地7

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
東予支店	<u>愛媛県西条市大町704番地 1</u>

3 変更年月日

令和8年6月1日

東予支店	愛媛県西条市大町1412番地 2
------	------------------

○愛媛県告示第648号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社 舞夢	ケアサポート まいむ	愛媛県西条市神拝甲72番地9	令和8年3月5日	訪問介護

○愛媛県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーションにいほま	愛媛県新居浜市星原町15番47号星原町15-47貸店舗1階1号室	令和8年3月31日	訪問看護
医療法人 康仁会	訪問看護ステーションにしおか	愛媛県四国中央市三島金子二丁目7番22号	令和8年3月31日	訪問看護

○愛媛県告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーションにいほま	愛媛県新居浜市星原町15番47号星原町15-47貸店舗1階1号室	令和8年3月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	取消しに係る指定障害福祉サービス事業所		取消年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600738	有限会社サン電子	愛媛県西条市飯岡辰川3972番地1	竹久保 洋子	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	マーカバの輪ヘルパーズ	愛媛県西条市下島山甲1223番地1	令和8年6月22日
3810600852	有限会社サン電子	愛媛県西条市飯岡辰川3972番地1	竹久保 洋子	生活介護、就労継続支援B型	マーカバステーション	愛媛県西条市下島山甲1223番地1	令和8年6月22日

○愛媛県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号

○愛媛県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市小松町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四国中央市土居町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第657号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第14745号	令和3年5月31日	(有)寿建設工業	原 寿也	新居浜市坂井町3-8-23	令和8年4月7日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第17855号	令和4年2月8日	田中工務店	田中 学	西条市国安1098	令和8年4月9日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-3)第15930号	令和3年4月26日	深力興業(株)	塩崎美由紀	新居浜市阿島1-5-28	令和8年4月17日	とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)
						左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業	

(般-7)第11966号	令和7年 6月30日	(有)加地工務店	加地 泰久	四国中央市土居町津根161-1	令和8年 4月21日	鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-4)第16252号	令和5年 3月5日	大建建設(株)	伊藤 速人	西条市小松町安井甲97-1	令和8年 4月28日	土工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第17726号	令和3年 5月27日	(株)ライフ設備	白井 正広	四国中央市寒川町614-4	令和8年 4月30日	土工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第658号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和8年5月29日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
社会福祉法人燦燦会	愛媛県伊予郡松前町大字筒井879番地1	介護職員初任者研修通学課程	令和8年 5月20日

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和8年8月4日（火）午前10時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	今治地域地場産業振興センター4階第1研修センター	今治市旭町二丁目3番地5	同 上
中 予 第 1 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

- (2) 令和8年9月13日（日）午前10時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 3 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 4 会 場	今治地域地場産業振興センター4階第1研修センター	今治市旭町二丁目3番地5	同 上
中 予 第 2 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 3 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上

南 予 第 4 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上
-------------	------------------	----------------	-----

(3) 令和8年12月6日(日)午前10時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 5 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 6 会 場	今治地域地場産業振興センター4階第1研修センター	今治市旭町二丁目3番地5	同 上
中 予 第 3 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 5 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 6 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和8年8月4日の試験に係るものについては、6月30日(火)から7月21日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和8年9月13日の試験に係るものについては、6月30日(火)から8月31日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和8年12月6日の試験に係るものについては、6月30日(火)から11月24日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課大洲駐在とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13—198

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13-17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
委託地方公共団体	機 関		職	委託地方公共団体	機 関		職
上島町	省略			上島町	省略		
	町長部局	本庁	部長 課長 会計管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長 総務課財政係長		町長部局	本庁	部長 課(室)長 会計管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長 総務課財政係長
		省略				省略	
省略				省略			
久万高原町	省略			久万高原町	省略		
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）		町長部局	本庁	課長 会計管理者 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）
		省略				省略	
省略				省略			
松前町	省略			松前町	省略		
	町長部局	本庁	部長 理事 課長 会計管理者 総務課長補佐 財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課職員係長 財政課財政係長		町長部局	本庁	部長 理事 課長 会計管理者 総務課長補佐 財政課長補佐 総務課職員係長 財政課財政係長
		省略				省略	
省略				省略			
伊方町	省略			伊方町	省略		
	町長部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課長補佐 総合政策課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 総合政策課財政管理係長		町長部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 総合政策課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課総務管理係長 総合政策課財政管理係長
		省略				省略	
省略				省略			
松野町	省略			松野町	省略		
	町長部局	省略			町長部局	省略	
		出先機関	省略 診療所			省略	出先機関

										に 限 る。)
	省略					省略				
鬼北町	省略					省略				
	町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務 財政課庶務担当係長 総務 財政課財政係長			町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務財政課庶務係長 _____ 総務 財政課財政係長		
			省略					省略		
省略					省略					
愛南町	省略					省略				
	町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支援センター長 企画 財政課主幹(予算を担当す るものに限る。) 総務課 職員係長 企画財政課財政 係長			町長部 局	本庁	課長 _____ 会計管理者 農業支援センター長 企画 財政課主幹(予算を担当す るものに限る。) 総務課 職員係長 企画財政課財政 係長		
			省略					省略		
省略					省略					
省略					省略					
高知県 宿毛市 愛媛県 南宇和 郡愛南 町篠山 小中学 校組合	小学校					小学校				校長 教頭
	中学校					中学校				校長 教頭
省略					省略					

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印						別表(第2条関係) 1 愛媛県公安委員会印					
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	管理責任者	用途

		縦	横		
1～4 省略					
5	員 公 愛 会 安 媛 印 委 県	か い 書	10 10	人身安全 対策・少 年課長 生活環境 課長 組織犯罪 対策課長 交通指導 課長 警察署長 1～10 省略 11 特定金属く ず買受業者の 営業所等の立 入りに係る身 分証明書 ^の 作 成用 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略	
6 省略					
7	公 安 愛 媛 県 委 員 会	か い 書	18 28	人身安全 対策・少 年課長 生活環境 課長 組織犯罪 対策課長 交通指導 課長 運転免許 課長 警察署長 1～16 省略 17 特定金属く ず買受業者の 営業所等の立 入りに係る身 分証明書 ^{作成} プレス用 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略	
8・9 省略					

注1・2 省略
2 省略

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。